

盛岡広域振興局長告示第14号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和4年3月25日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
庄ヶ畑ため池	盛岡市上米内字庄ヶ畑69番	令和4年3月15日
赤坂ため池	盛岡市上米内字赤坂7番	〃
米内沢上ため池	盛岡市上米内字米内沢50番38	〃
米内沢下ため池	盛岡市上米内字米内沢50番20	〃
道ノ下ため池	盛岡市上米内字道ノ下50番3	〃
金堀沢下ため池	盛岡市手代森4地割85番4	〃
蟹沢ため池	盛岡市湯沢4地割164番1	〃
早稲屋敷ため池	盛岡市湯沢1地割7番102	〃
黒川沢田ため池	盛岡市黒川18地割1番9	〃
石神下ため池	盛岡市乙部2地割77番	〃
木賊川ため池	滝沢市木賊川326番4	〃
割田堤	滝沢市大沢館9番	〃
箸出堤	滝沢市大沢堤平87番	〃
平蔵沢堤（上堤）	滝沢市黒沢110番	〃